

提案・意見をお書きください。

令和 5 年 1 月 30 日

件名 ① 障害者グループホーム入居者の補助金について

問題または課題

近隣市（海老名市、茅ヶ崎市、藤沢市）
では国の補助金 ¥10000 に加えて補助金も
加算しているのに、寒川町には何故加算がされていないのか？

改善案 ② 作業所への送迎補助金について

① 同様、近隣市では ¥100 ~ ¥200 の補助金
が出ているのに、寒川町には無く、近隣市との
格差があるのは何故なのか？

改善後の効果

回答によっては、県への要望を
考えています。

回答を 希望する ・ 希望しない （どちらかに○をつけてください）

回答

<障害者グループホーム入居及び作業所への送迎補助金について>

【所管:福祉課】

①障害者グループホーム入居への補助金について

家賃補助につきましては、平成 23 年 10 月より国制度が整備されたことにより、町の家賃補助事業を廃止させていただいた経緯があります。

町の財政事情等もあり補助事業の実施は難しい状況にありますが、障がい者の地域移行を推進するためには、生活の拠点となる住まい、特にグループホームの必要性や重要性は十分に認識しております。グループホーム新設時には設置費用の一部に補助を行うなど、可能な限り、生活拠点となるグループホームの整備を推進できるように取り組んでおりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

②作業所への送迎補助金について

通所交通費助成制度は自治体ごとの助成制度であり、各自治体で考え方が異なるため、対象者や助成額（助成率）が一律ではありません。

町では、障がい者の自立を促すうえでの支援を目的としているため、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を実施する施設に通所する方、地域活動支援センターに通所する方等を対象としております。

また、通所手段につきましては、公共交通機関のほか自転車利用を対象としておりますが、自家用自動車等による通所は対象としておりません。

前述のとおり、制度の目的に応じて自治体ごとの助成内容が異なりますが、近隣市町の制度を参考に、より使いやすい制度となるよう努めてまいります。